法定無線設備からの携帯電話の除外について(報告)



知床遊覧船事故対策検討委員会中間とりまとめ

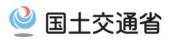
- 2. 今後速やかに具体化を図るべき事項
 - (4)設備要件の強化

項目	講ずべき措置
①法定無線設備	法定無線設備から携帯電話を除外する。
からの	※携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを
携帯電話の除外	妨げるものではない。

知床遊覧船事故対策検討委員会中間とりまとめを踏まえた措置

- ・ 限定沿海区域において旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供する船舶(いわゆる「事業許可船」)の法定の無線設備から、携帯電話を除外することについて、8月23日より9月23日までパブリック・コメントを実施。
- いただいたご意見等を考慮し、<u>今後速やかに告示改正を実施する予定</u>。

(概要)法定無線設備から携帯電話の除外



限定沿海区域において旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供する船舶(いわゆる「事業許可船」)の法定の無線設備から、携帯電話を除外する。

法定の無線設備の例

VHF無線電話



出典:古野電気株式会社HP

インマルサット衛星電話



※いずれも、常時陸上との連絡が取れるもの

MF無線電話



出典:古野電気株式会社HP

衛星携帯電話



出典:株式会社日本デジコムHP

N-STAR電話



出典:株式会社NTTドコモHP

携帯電話





法定の無線設備から除外

令和4年8月 国土交通省 海事局安全政策課

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示 の一部改正案について

1. 背景

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、二度とこのような痛ましい事故を起こさないよう、知床遊覧船事故対策検討委員会において再発防止策の徹底的な検討が行われ、同年7月14日に中間とりまとめが行われたところです。

同中間とりまとめにおいて、「今後速やかに具体化を図るべき事項」とされた事項のうち、「法定無線設備からの携帯電話の除外」(中間とりまとめ 別紙2(4)①)について措置するため、船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示(平成4年運輸省告示第 52 号)について所要の改正を行うこととします。

2. 改正の概要

海上運送法(昭和24法律第187号)に規定する旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供する船舶(二時間限定沿海区域で使用する船舶に限る。)について、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第4条第1項の規定に基づき、備えなければならないとしている無線電信等として、一般通信用無線電信等が規定されているところ、その一般通信用無線電信等から、陸上移動局の無線電話(携帯電話等)を除外することとします。

なお、現存船については、所要の経過措置を設けることとします。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布:令和4年9月

施 行:令和4年11月1日